

法令及び判例ニュース  
(n.º 03-08)

A.- ニュース

1. - 連邦納税局の監査 - 親子ローンの金利問題

在サンパウロ、諸法律事務所の情報によると、連邦納税局は親会社からの借入金に対する支払い金利を操業費用と認めず、金利を支払った現地法人へ法人所得税とCSLLの追加徴収と摘発をしている。

ブラジル中央銀行の発表するデータによると、2007年度中に約160億ドルの親子ローンの外貨が導入され、支払い金利は約18億ドルが国外へ送金されていると言われており、追加徴収は連邦納税局の大きな税務収入源となるため、この種の問題が継続する可能性が高い。

一方、法人所得税の細則令(RIR/PJ)の374条に、納税者が支払った金利、或は発生金利はコスト又は費用として控除できると規定している。

更に716条に国外へ利益、配当金、金利、ロイヤリティー、技術指導料等の送金は、中央銀行と連邦納税局へ契約書その他書類を提出し送金の正当性を立証する必要があるとされている。

外貨借入金は、借入金額、決済条件、金利率、金利の支払い条件等を中央銀行へ提出し、事前許可の下に導入され、借入れ会社の運転資金或は固定資産購入資金として使用されている。

外貨借入金の金利送金は法人所得税15%の源泉徴収の対象となり、中央銀行は税金の支払い書を提示しないと送金を許可しない。

従って、親子間の外貨借入金は中央銀行が支払い金利の妥当性とその他の条件が、一般的な国際取引の条件に添う内容であるか事前にチェックしており、更に当国の税法に従い源泉税を支払った金利の費用控除を認めないのは不当な処置といえる。この案件は、今後の行政裁判或は司法裁判の進展と結果をフォローする必要がある。

2.- 税法の改正

昨日、ルーラ大統領は近日内に税法の一部改正案を国会へ提出を発表した。

現行の税制度の主な問題点は国民総生産の40%をオーバーする重税、複雑な法規則、納税者へ負担の大きい事務処理、更に商品とサービスの流通税(ICMS)に関する州間の税務戦争(Guerra Fiscal)があげられる。

従来、政府が国会へ提出した税制改革案の多くは、経済界或は納税者が期待する、減税と税法規則の簡素化とは大きく離れた、新租税の制定或は既存する租税の税率アップだけが実積となっておる。

今回の政府改正案も過去の過ちを繰り返さないことを期待するが、今年の下半期には地方選挙が行われることから年中に案件が審議されるのか疑問視されている状況と言える。

B.- 判例

## 1.- 輸入品へ課税された IPI（工業製品税）の追加徴収

連邦高等裁判所(TSJ)の第二法廷(2ª Turma)は租税法典の第 149, IV 項の規定により、通関書類の記載内容に、虚偽(Falsidade)、間違い(Erro)、脱漏(Omissão)等の不正がある場合以外は、税務署の法令解釈の変更(Mudança de Critério Jurídico)による追加徴収は不当である内容の判決を公表した。(Ag Rg no Recurso Especial nº 478.389-PR(2002/0157005-7) – 2ª Turma .).

連邦高等裁判所は同内容の案件 Resp 412.904/SC と REsp 202.958/RJ で同じ判決を下しており、最高裁判所が違う判決を下さない限り、判例として一步前進したと判断される。

内容の概要は次の通り。

輸入品の多くは通関事務手続を進めるに、輸入税(II)、工業製品税(IPI)、PIS/COFINS と、商品サービスの流通税(ICMS)が課税されている。

通関事務手続は輸入者の代理人( Despachante)へ依頼し、通関書類(Declaração de Importação)を税関署へ提出し、通関事務手続が進められる。

輸入税と工業製品税は商品毎に税率が記載されている、商品目録見表(Tabela de Classificação Fiscal)をベースに、輸入者或はその代理人(Despachante)が商品の該当する格付(Classificação Fiscal)と税率(Alíquota)を基に、輸入税と工業製品税を支払う。

勿論、申請された通関書類の内容と現物のチェックは担当税務員(Conferente)が行い、通関書類へ記載した、商品の格付け、税率等に問題がなければ通関事務が進められ、税金を支払い通関事務が完了し、輸入者は商品を引き取ることが出来る。現物と通関書類の内容に問題があると、当局は不足金額の取立を請求する。しかし、輸入者が不足金額の取立は不当と判断し同意しない場合は、税務署は追加取立て請求書を発行し、輸入者は税金支払い保証書(Termo de Responsabilidade)を当局へ提出して通関を行ない、追加徴収の正当性を行政裁判或は司法裁判で議論する。

輸入した商品は転売又は工業製品の一部として市場へ販売されが、通関時に支払った IPI は税帳簿にクレジットされ、転売又は工業製品の販売の際に課税される IPI 金額と相殺し、不足金額は連邦納税局へ納入される。

通関の事務処理が問題なく済んだ輸入商品を、数年後、税務署員 (Agente ou Auditor Fiscal) が会社を訪問し、通関時に支払った税金額は商品の格付けの間違等により不足額があったことを指摘し IPI の追加徴収請求通知 (ALCDF) を発行するケースが多々あるが、今回連邦高等裁判所は上記追加徴収は不当徴収との判決くださった。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
Ohno& Oshikiri Advogados  
Tel.(011) 3068-2053  
SP.28-02-08